

簡易専用水道 設置者へのご案内



一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

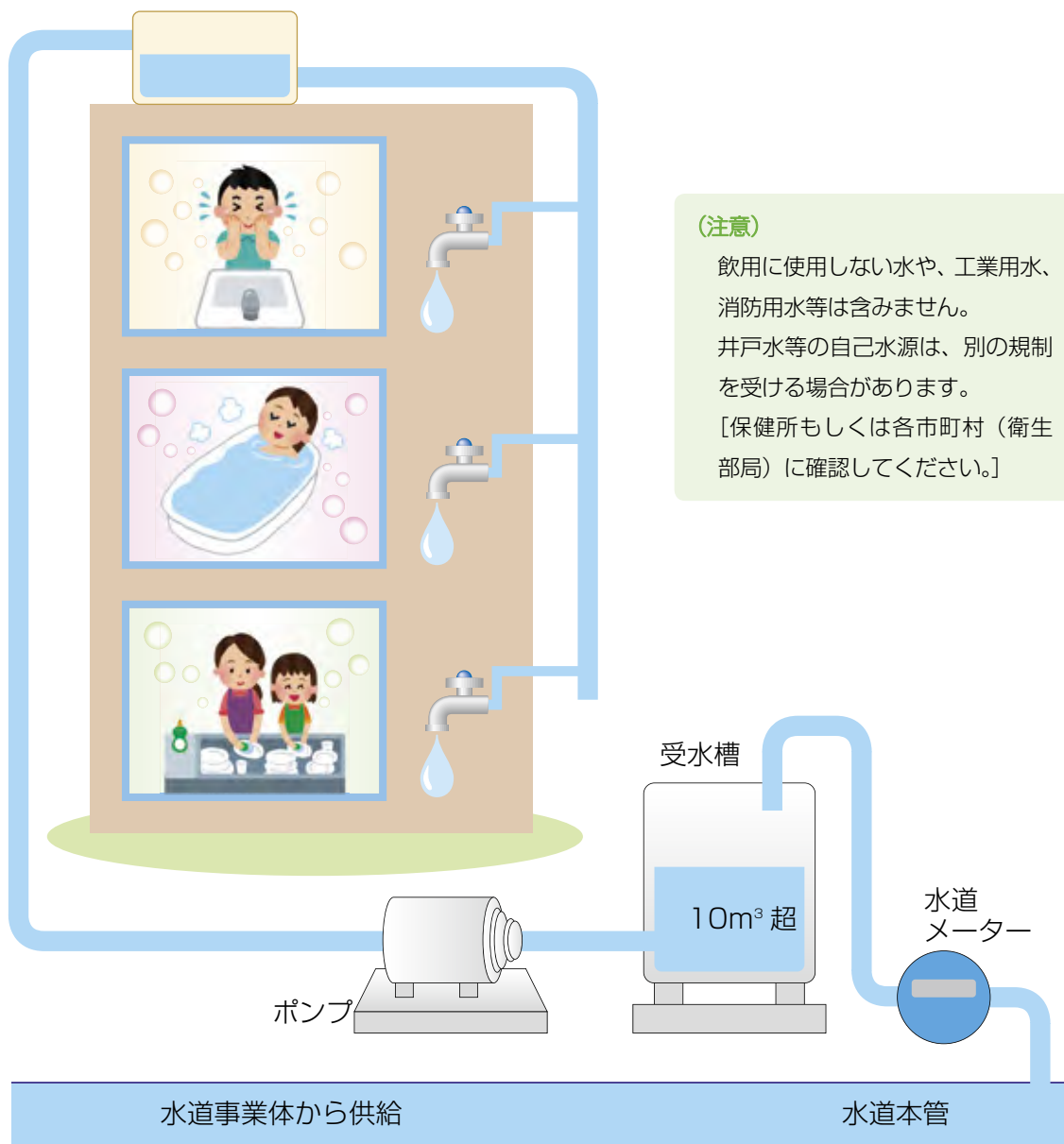
目 次

簡易専用水道とは…？	1
設置者が果たすべき義務とは…？	1
給水施設の管理点検のポイント	2
簡易専用水道検査	3
現場検査	4
提出書類による検査	5
給水施設の管理上の注意点	6
水槽上部・周囲の状態	6
水槽本体の状態	7
水槽内部の状態	8
マンホールの状態	9
オーバーフロー管・水抜管の状態	10
通気管の状態	11
付録	
「水道法」「水道法施行令」「水道法施行規則」	12
「簡易専用水道」検査依頼書	13
簡易専用水道・管理点検記録	14

簡易専用水道とは…？



市町村や水道企業団などの水道事業体から受ける水のみを水源とし、その水を一旦受水槽に受けた後、飲み水として供給する施設であり、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものが簡易専用水道です。



設置者が果たすべき義務とは…？



簡易専用水道の設置者は、常に安全で衛生的な飲み水を確保するため、**給水施設の管理点検**を実施し、**定期的に簡易専用水道検査**を受けなければなりません。

給水施設の管理点検のポイント

- 1 水槽の清掃
- 2 水槽の定期点検
- 3 給水栓における水質検査
- 4 給水停止及び利用者への通知
- 5 書類の整理

1 水槽の清掃

毎年1回以上定期的に水槽の清掃を行ってください。

清掃が定期的に行われていない場合は、『衛生上問題がある』と判定されます。

簡易専用水道に関する相談先

各保健所または各市町村の衛生部局へご相談ください。

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて知事（保健所を設置する市、又は特別区にあっては市長又は区長）の登録を受けた貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

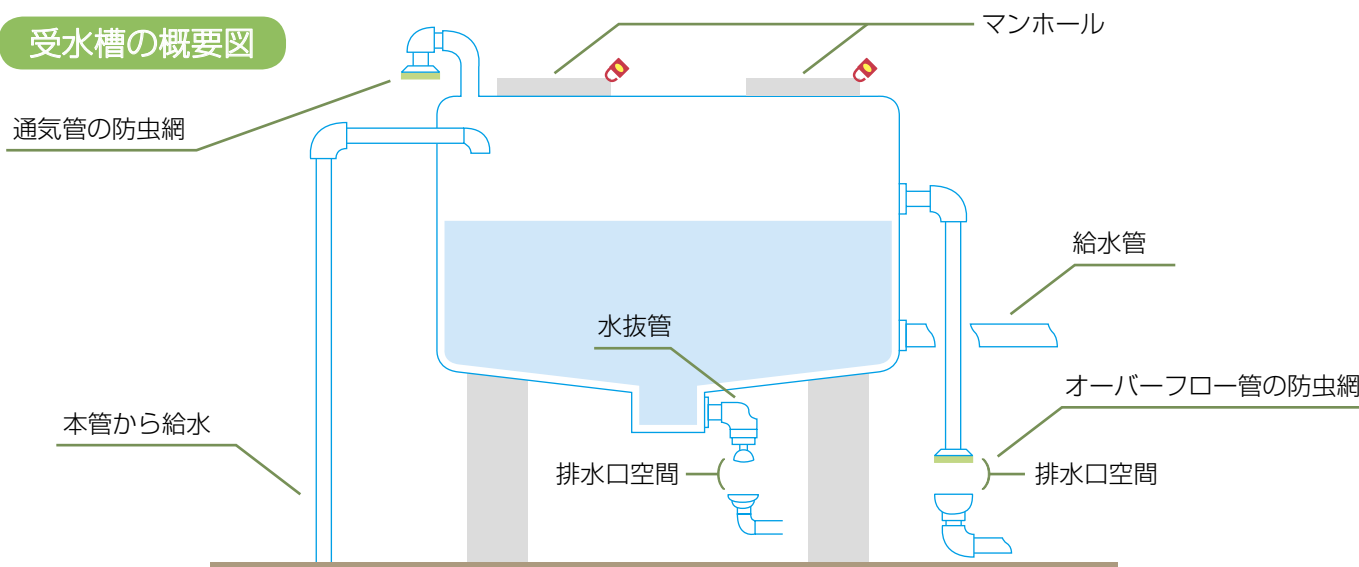
2 水槽の定期点検

- 次の点検項目について定期的に点検を行ってください。
- 異常事態（地震・大雨等）後にも点検を行ってください。

■水槽の点検（受水槽・高置水槽）

点検項目	点検内容
(1) 周辺は清潔か	ほこりやゴミ、鳥の糞、雑草、油缶その他の不要な物が周辺に置かれていないこと。
(2) 水槽にヒビ割れがないか	亀裂・漏水箇所がないこと。 雨水等が混入する隙間がないこと。
(3) 汚水等に汚染されていないか	マンホールのふたを開けて槽内の水を観察し、濁りや異臭がないか確認すること。
(4) 水槽内に異物の混入がないか	水面や水中に異物（虫等、器具部品の一部、異常な錆の発生など）がないか確認すること。
(5) マンホールの施錠は完全であるか	自然にふたが開いて雨水や飛来物が混入したり、点検等を行う者以外の者に容易に開閉されないように鍵を取り付けること。
(6) オーバーフロー管の防虫網は完全であるか	防虫網の網目の大きさは、虫等が侵入できない大きさであること。 防虫網に傷みがないこと。
(7) 通気管の防虫網は完全であるか	防虫網の網目の大きさは、虫等が侵入できない大きさであること。 防虫網に傷みがないこと。

受水槽の概要図



3 給水栓における水質検査

受水槽（高置水槽がある場合は高置水槽）を通った給水栓で少し流した後の水の色・濁り・臭い・味に異常がないかを定期的に確認してください。水質に異常があった場合は、水質検査の専門機関（当協会）に依頼して、必要な項目の検査を実施してください。

4 給水停止及び利用者への通知

供給する水が人の健康を害するおそれのあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を飲まないように利用者に周知し、また、当該簡易専用水道の所在地を管轄する保健所もしくは各市町村（衛生部局）に報告してください。

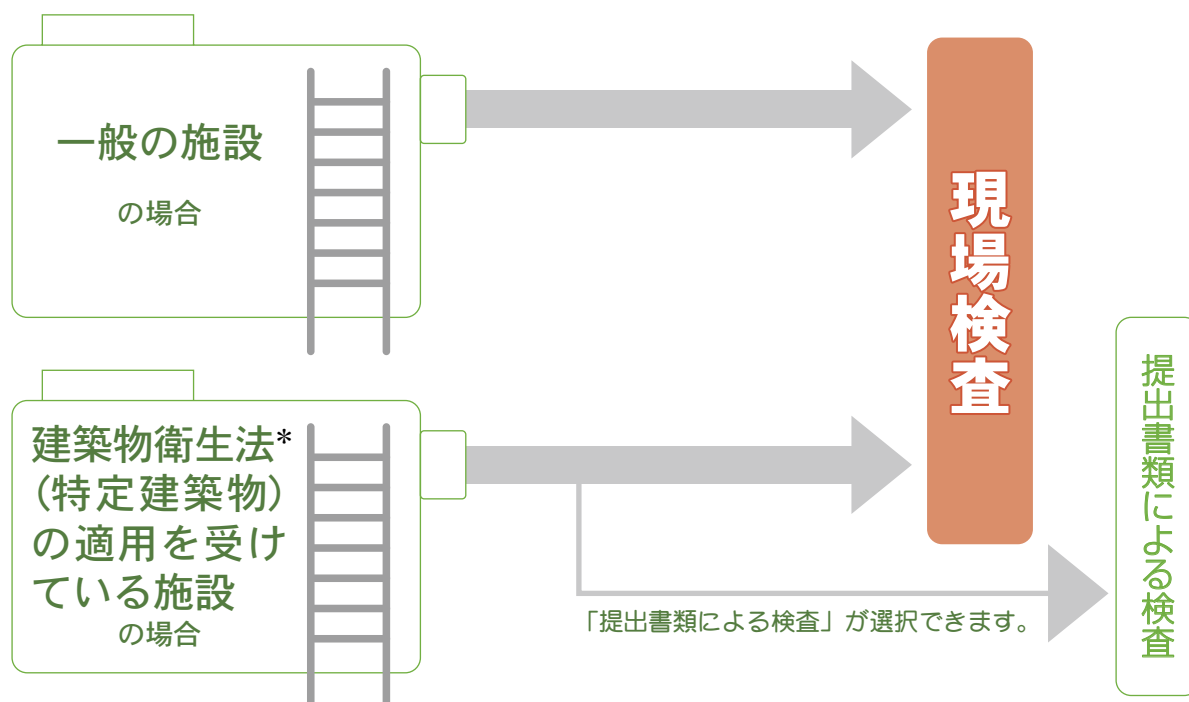
5 書類の整理

- 給水設備の配置、系統を明らかにした図面（竣工図面に含まれています。）
- 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面（竣工図面に含まれています。）
- 水槽の清掃の記録
- 水槽の点検の記録
- 水質検査の記録

簡易専用水道検査

現場検査

- 設置者は、毎年1回以上定期に「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」の検査を受ける義務があります。（水道法第34条の2第2項）
- 検査方法は、「厚生労働省告示第262号」に基づき検査を行います。
- 設置者は、水の供給について特に衛生上問題がある場合には、直ちに保健所もしくは各市町村（衛生部局）に報告が必要です。



* 建築物衛生法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の略称
(検査についての詳細は P 5 を参照)

現場検査

- 一般の施設
- 建築物衛生法（特定建築物）の適用される施設

検査の依頼

一般の施設

検査の依頼は、最終ページの「簡易専用水道検査依頼書」に必要事項を記入し、お送りください。
(ファクシミリでも受け付けます。)

※ 2回目以降は、当協会から検査月の数か月前に依頼書を送ります。

検査の内容

(1) 施設の外観検査

受水槽、高置水槽及びその周辺の状況を検査します。

(2) 水質検査

給水栓における水質について、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査をします。

(3) 書類検査

①給水設備の配置・系統図及び受水槽の配置図

→→図面を調査等により整備し、永久的に保存をお願いします。

②水槽の清掃の記録

→→清掃年月日・清掃業者名及び定期に行っているかを確認します。

③受水槽・高置水槽の周辺や内部を点検した記録

→→前回検査日から1年分の記録が保存されているかを確認します。

④受水槽（高置水槽がある場合は高置水槽）を通った給水栓から水を取り、色、濁り、臭い、味を検査した記録

→→前回検査日から1年分の記録が保存されているかを確認します。

検査終了後

簡易専用水道検査結果報告書(現場検査)の発行

指定された宛先に送付します。

提出書類による検査

● 建築物衛生法（特定建築物）の適用される施設

- 特定建築物とは…興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（研究所を含む。）、旅館などの特定の用途に用いられる建築物のうち、延べ面積が 3000m² 以上（学校の場合は 8000m² 以上）の建築物です。
- 当該簡易専用水道の所在地を管轄する保健所もしくは市町村（衛生部局）に建築物衛生法（特定建築物）適用の届出をしている施設が該当します。
- 昭和 62 年 4 月 1 日から「提出書類検査」が受けられます。

検査の依頼

(1) 書類検査用の依頼書及び調査票の記入

◆検査依頼書

◆簡易専用水道管理状況調査票

※初回は用紙を請求してください。2 回目以降は、当協会から検査月の数か月前に依頼書等を送ります。

(2) 検査機関（当協会）へ書類を提出

◆検査依頼書

◆簡易専用水道管理状況調査票

◇建築物衛生法第 10 条に規定されている帳簿書類★
書類は写しを提出してください。

検査の内容

書類検査

●簡易専用水道管理状況調査票

●建築物衛生法第 10 条に規定されている帳簿書類★

建築物環境衛生管理技術者、又は代行者が記入した「簡易専用水道管理状況調査票」の内容をもとに検査を実施します。

★書類検査で確認する『帳簿書類』は、次のとおりです。

- ①簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ②受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- ③貯水槽の清掃の記録（毎年 1 回以上定期的実施）

一年分の管理状況記録

- ④遊離残留塩素の検査記録（7 日以内ごとに 1 回）
- ⑤飲料水の水質検査結果（水質基準に関する省令に掲げる事項について 6 ヶ月以内ごとに 1 回、毎年期間中に 1 回、地下水等使用の場合は 3 年ごとに 1 回）
- ⑥貯水槽の点検等の記録
- ⑦給水栓における水に異常を認めたときに行う水質検査の記録

※①・②（図面）…図面に変更がない場合は 2 回目から省略できます。

④～⑦…管理状況調査票提出からさかのぼり、一年分の管理状況記録を提出してください。

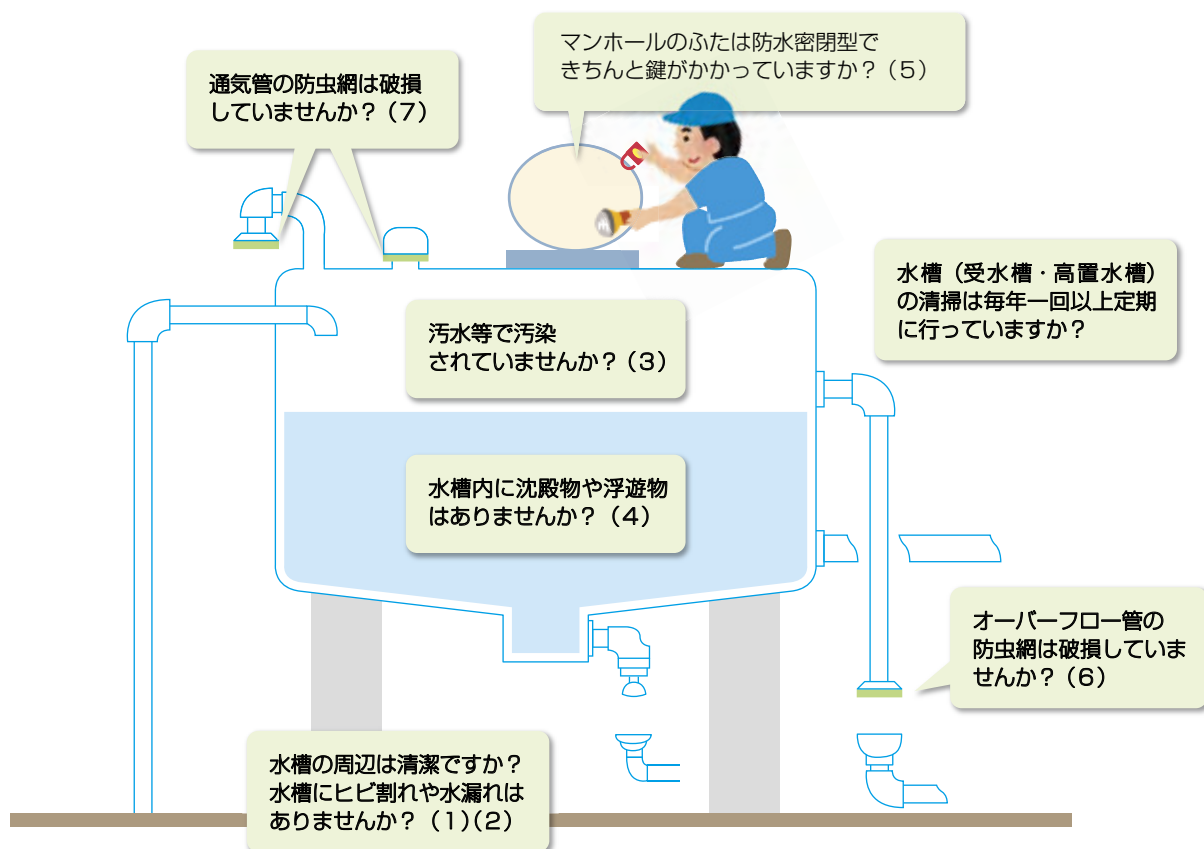
検査終了後

簡易専用水道検査結果報告書（書類検査）の発行

指定された宛先に送付します。



給水施設の管理上の注意点



()内の数字は裏表紙の『水槽（受水槽・高置水槽）の点検等』の点検項目です。

水槽上部・周囲の状態

- 水槽上床部や周辺に飲み水を汚染する恐れのある物は置かないでください。
- 水槽周囲や上部にたまり水やほこり等がたまらないようにしてください。
- 水槽周囲に鳥の糞や雑草等がないようにしてください。

改善が必要な例

水槽上部に枯葉など
堆積物がある状態

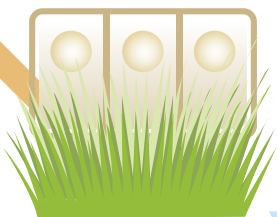


水槽周囲に荷物が
置かれた状態



水槽上部・周囲は整理整頓し、飲み水が汚染されないように物を置かないでください

水槽周囲に雑草が生えている状態



水槽周囲は清潔にしてください

水槽本体の状態

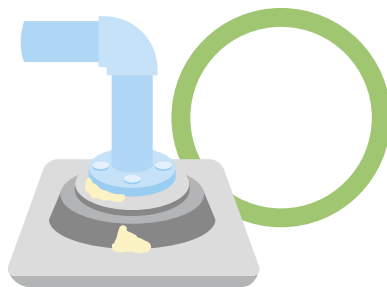
- 亀裂・隙間・漏水箇所の点検をしてください。
- 配管貫通部等はコーキング等で塞いでください。
- 未使用電極穴等は、プラグ等で密栓してください。

改善が必要な例

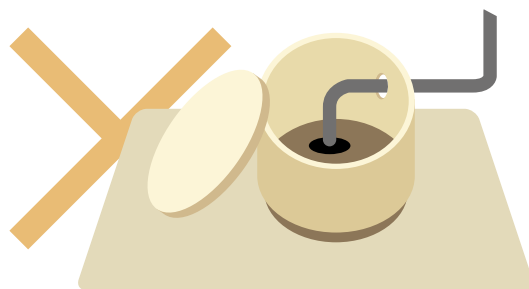


亀裂が生じ、隙間がある

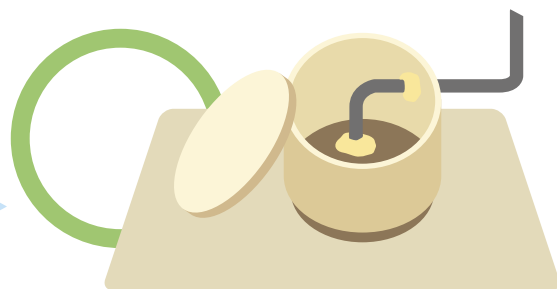
改善された例



隙間部分を補修してください



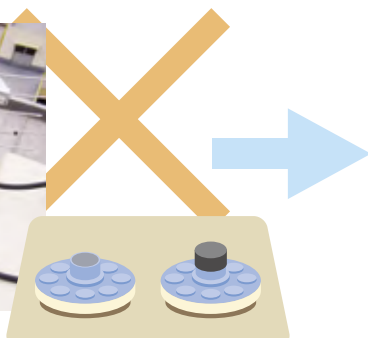
水中ポンプ電源ケーブル挿入部のカバー内部がコーキングされていない



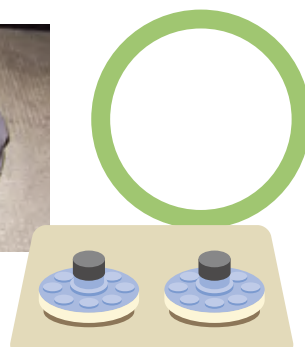
水中ポンプ電源ケーブル挿入部のカバー内部をコーキングしてください



使用していない電極穴がある



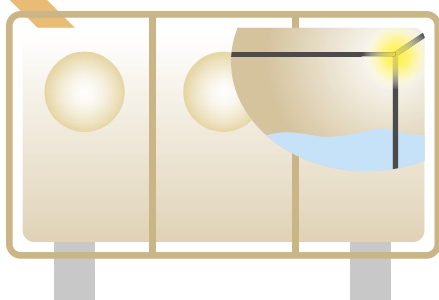
使用していない電極穴をプラグで密栓してください



水槽内部の状態

- 次の事項を確認してください。
 - ・ 水槽パネルの継ぎ目に経年変化による隙間がないか
 - ・ FRP 水槽の外面劣化や塗装剥離で水槽内に光が透過していないか
 - ・ 水槽（水面・水中・底部）に浮遊物及び沈澱物がないか

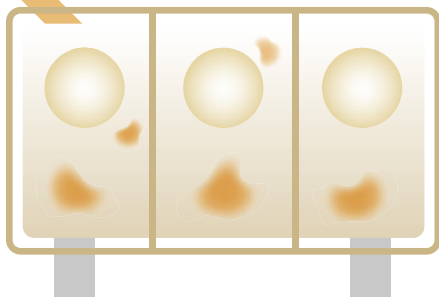
改善が必要な例



水槽パネルの継ぎ目に隙間が生じている



隙間をコーキングで塞いでください



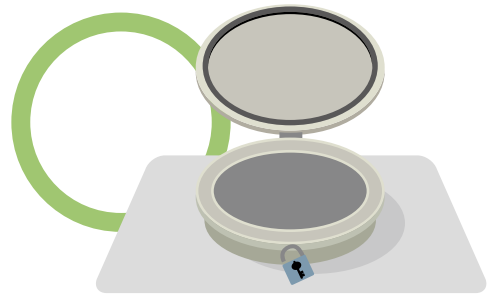
光透過により水に含まれる消毒効果がなくなり、藻が発生することがある



水槽の外面劣化や塗装剥離がないか確認し、必要があれば塗装等修繕してください

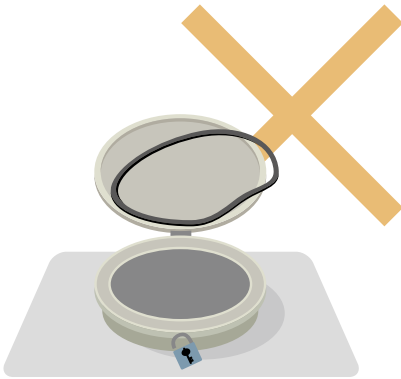
マンホールの状態

- 次の事項を確認してください。
 - ・ ふたにガタつきがないか
 - ・ ふたに亀裂はないか
 - ・ ふたと立ち上がりに隙間が生じていないか
 - ・ パッキンは正常に付いているか
 - ・ 施錠されているか

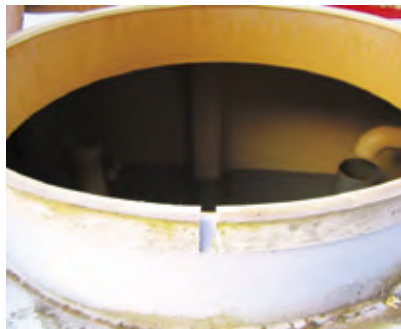
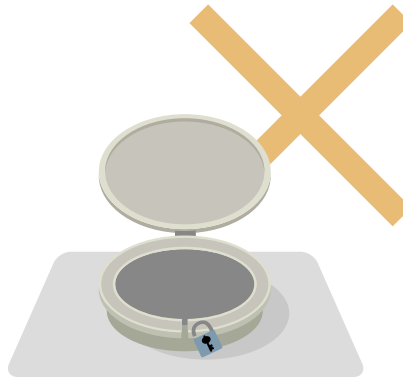


改善が必要な例

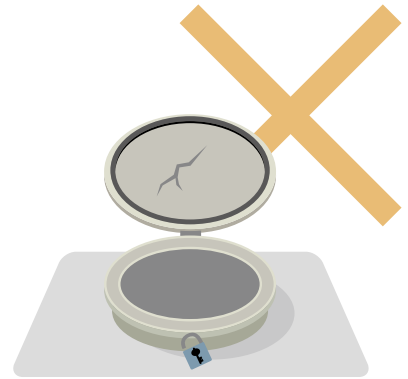
パッキンが剥がれている



パッキンに隙間がある



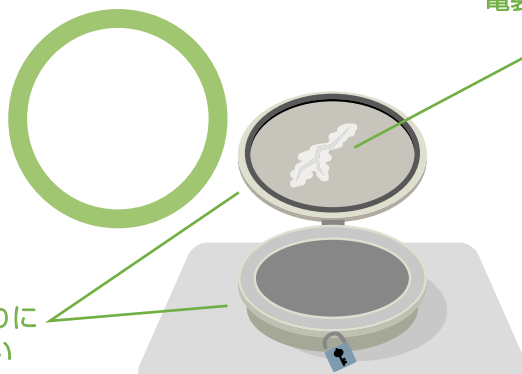
ふたに亀裂が生じている



補修された例

亀裂を補修してください

正常なパッキンを
ふた又は立ち上がりに
取り付けてください



地下式水槽マンホール



ふたが通路にあり立ち上がりがないため、靴底に付いた雨水が隙間から入り、飲み水が汚染される

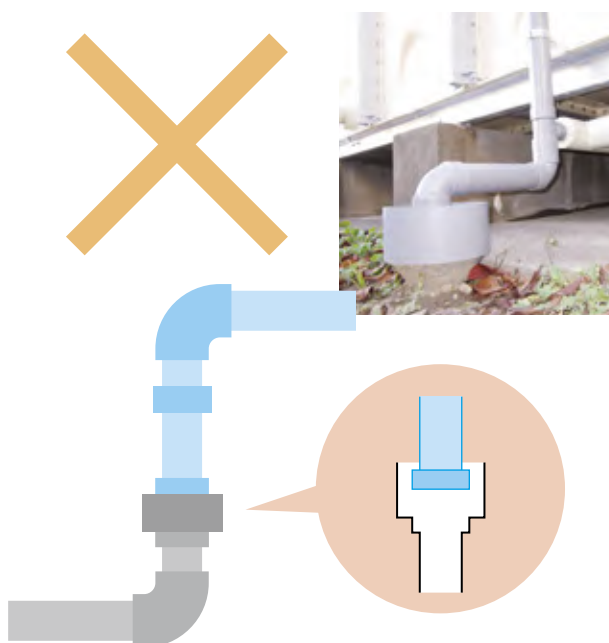


立ち上がりを10cm以上設け、壁から離して設置してください
ふたの塗装は定期的に行ってください

オーバーフロー管・水抜管の状態

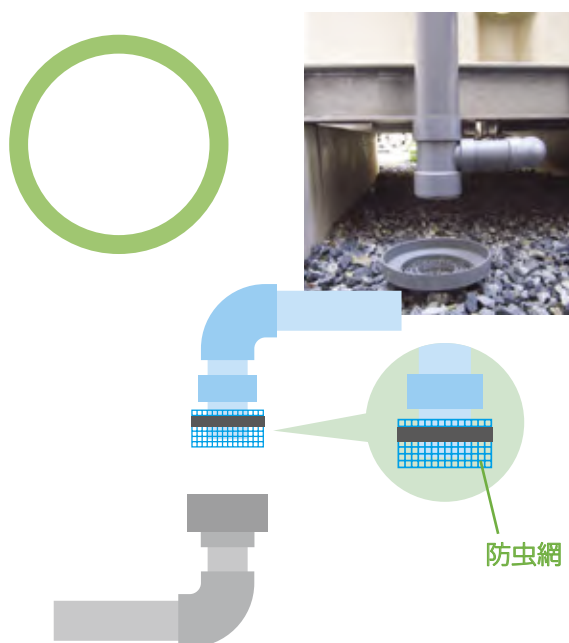
- オーバーフロー管の管端部に防虫網を取り付けて、虫等が水槽内に入ることを防止してください。
(管端部と床あるいは排水受けまでの排水口空間は、逆流の防止に十分な距離が必要です。)
- 防虫網は消耗品のため、傷み具合（目詰まり、劣化、腐食、破損）を定期的を確認し、早めに交換をしてください。

改善が必要な例



排水口空間がない

補修された例

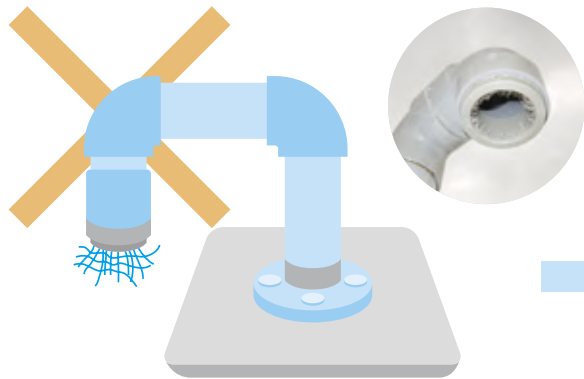


排水口空間を設け、防虫網を取り付けてください

通気管の状態

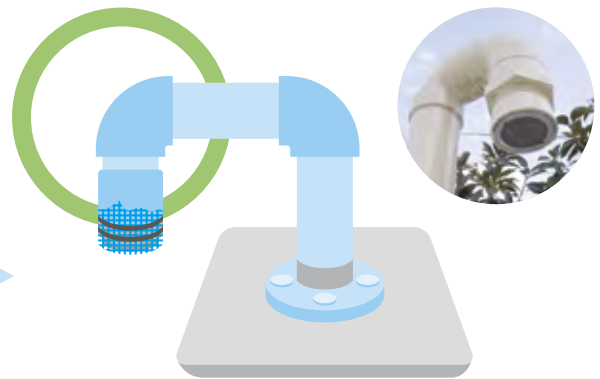
- 通気管周りは、ほこりや鳥の糞等がないように常に清潔にしてください。
- 防虫網は消耗品のため、傷み具合（目詰まり、劣化、腐食、破損）を定期的を確認し、早めに交換をしてください。

改善が必要な例

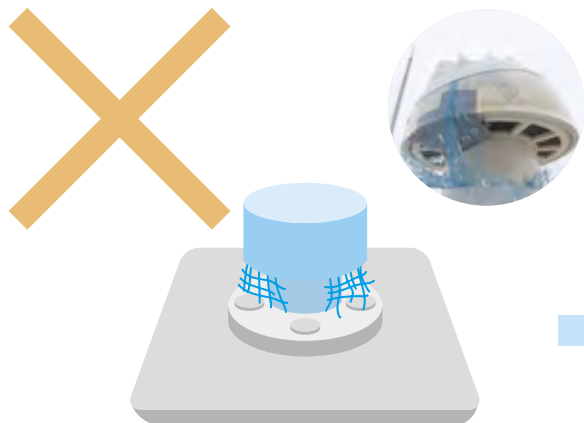


防虫網が傷んでいる

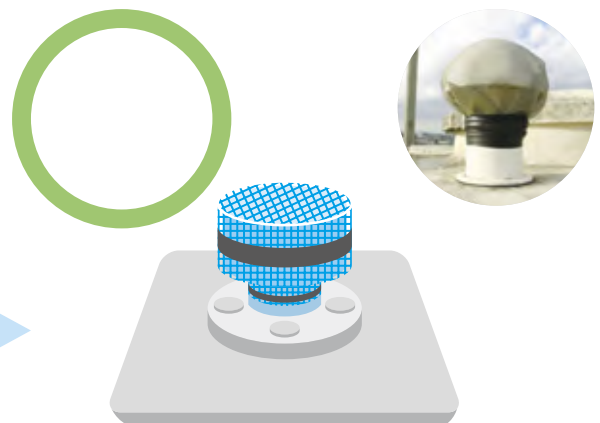
補修された例



防虫網を取り替えてください

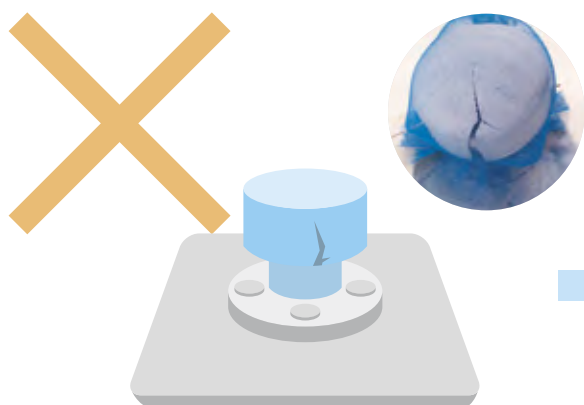


防虫網が傷んでいる



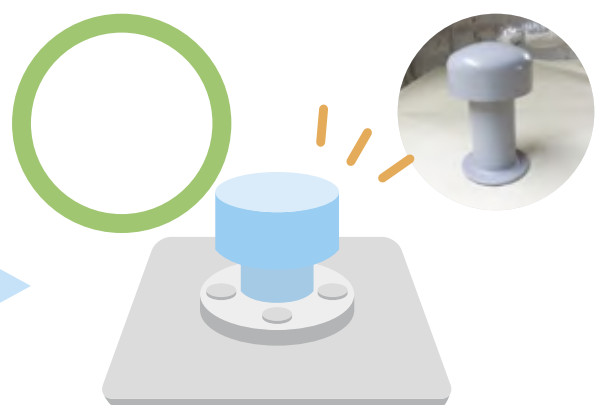
防虫網で笠全体を覆い、網を固定してください

改善が必要な例



笠に亀裂が生じている

補修された例



笠を取り替えてください

『水道法』（抜粋）

（用語の定義）

第3条

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

（簡易専用水道）

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第39条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

（罰則）

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

8 第34条の2第2項の規定に違反した者。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

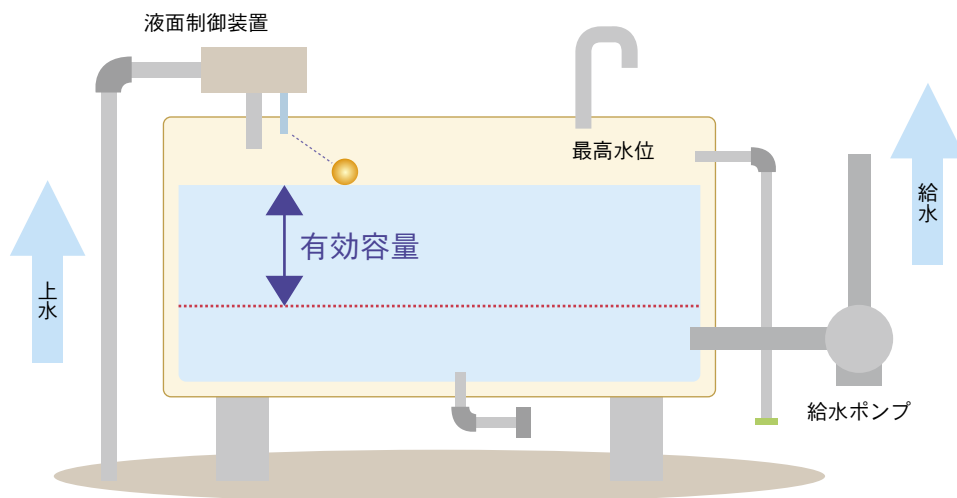
3 第39条第1項、第2項、第3項又は第40条第8項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

『水道法施行令』（抜粋）

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量（※1）の合計が10立方メートルであることとする。

※1 有効容量：受水槽の有効に使用できる部分の容量をいい、高置水槽の容量は含みません。



『水道法施行規則』（抜粋）

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

1 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

様式 1

「簡易専用水道」検査依頼書

年 月 日

一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 行

水道法第34条の2第2項に基づく「簡易専用水道」の検査を依頼します。

検査の結果、衛生上問題があった場合は所轄の行政庁に代行報告いたします。代行料金は不要です。

また、行政庁から検査結果等報告要請があった場合は報告いたします。

依頼者

所在地（住所） 〒

名称（氏名）

㊞

TEL

FAX

e-mail

検査給水施設 （建築物）	名 称						
	所 在 地	〒					
給水設備の概要		受水槽数		高置水槽数		受水槽の大きさ	m ³
設 置 者 （所有者）	名 称（氏名）						
	所在地（住所）						
管 理 者 （管理委任受託者）	名 称（氏名）						
	所在地（住所）	TEL					
現 場 担 当 者 （立会予定者）	名 称（氏名）	TEL FAX					
	勤務体系（立会可能な曜日及び時間帯）						
検査実施希望月 ※日にち指定は出来ません。 予めご了承ください。		・（ 月）希望 （検査員数に限りがあるため、他のお客様の ご依頼状況により、ご希望に添えない場合 があります。予めご了承ください。）				・いつでもよい （依頼受付後3ヶ月以内に検査 を行います）	
報告書の報告名義							
請求書の請求名義							

今回ご依頼いただいた検査の検査日時は現場担当者にご連絡いたします。また、検査実施後の報告書などの書類は、すべてご依頼者様へ送付させていただきます。なお、上記以外へ書類送付や日程連絡をご希望の場合は下記の各欄にご記入をお願いいたします。

検査日時 の連絡担当者 （現場担当者 と異なる場合）	名 称（氏名）						
	TEL	FAX		e-mail			
報告書送付先 （依頼者と 異なる場合）	名 称（氏名）						
	所在地（住所） 連 絡 先	〒	TEL		FAX		e-mail
請求書送付先 （依頼者と 異なる場合）	名 称（氏名）						
	所在地（住所） 連 絡 先	〒	TEL		FAX		e-mail

- （注） 1. 検査日時（案）につきましては他のお客様と調整の上、ご連絡させていただきます。
2. 天候不順の場合には検査を延期させていただく場合があります。
3. ご記入情報は法令及び当会個人情報保護規定に基づき取扱いいたします。

「簡易専用水道検査」依頼書及び簡易専用水道管理状況調査票は、当協会へご請求ください。

ホームページ（<http://www.saitama-kankyo.or.jp>）からもご利用いただけます。

お問い合わせ・送り先

厚生労働大臣登録検査機関 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 上水道本部 水道検査課

〒330-0855 さいたま市大宮区上小町 1450 番地 11

電話 048-649-5115 FAX 048-649-5077

e-mail: suido@saitama-kankyo.or.jp

簡易専用水道・管理点検記録（ 年）

■給水栓における水質検査 点検項目：臭い・味（口に含み異常なしを確認）、色・濁り（無色・透明を目視確認）

記入例 ○：異常なし ×：異常あり（異常がある時は水質検査をする）

日 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												

■水槽(受水槽・高置水槽)の点検等

記入例 ○：異常なし ×：異常あり(破損・要修理・要交換)

点検項目 \ 点検月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
(1) 周辺は清潔か。												
(2) 水槽にヒビ割れがないか。												
(3) 汚水等に汚染されていないか。												
(4) 水槽内に異物の混入がないか。												
(5) マンホールの施設は完全であるか。												
(6) オーバーフロー管の防虫網は完全であるか。												
(7) 通気管の防虫網は完全であるか。												

清掃業者名：	貯水槽清掃実施日：	年	月	日
点検業者名：	回数：	回／	簡易専用水道検査実施日：	年 月 日
備考（ポンプ故障、ポンプ交換、水槽塗装、落雷停電、断水工事など水に関する事項を記入する）				
.....				
.....				
.....				
.....				

○水道法の一部改正新旧対照表（令和 5 年 5 月 2 6 日）

令和 6 年 4 月 1 日施行

変更箇所	新	旧
P3 17行目	設置者は、毎年1回以上定期に「 <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた検査機関」の検査を受ける義務があります。	設置者は、毎年 1 回以上定期に「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」の検査を受ける義務があります。
P12 上段	『水道法』（抜粋） （用語の定義）（略） （簡易専用水道） 第 34 条の 2 簡易専用水道の設置者は、 <u>国土交通省令</u> に定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、 <u>国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項について</u> は、 <u>環境省令</u> ）の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関又は <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 （報告の徴収及び立入検査）（略） （罰則）（略）	『水道法』（抜粋） （用語の定義）（略） （簡易専用水道） 第 34 条の 2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令に定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。 （報告の徴収及び立入検査）（略） （罰則）（略）
P13 下段	2 <u>国土交通大臣・環境大臣登録検査機関</u>	2 厚生労働大臣登録検査機関

以上